

公益財団法人 世界人権問題研究センター

創立20周年記念式典・シンポジウム

講演録

(公財)世界人権問題研究センター



創立 20 周年記念式典

(肩書は当時のものです) (敬称略)

<主催者挨拶>

上田正昭 世界人権問題研究センター理事長



<祝辞をいただいた御来賓のみなさま>



山田啓二
京都府知事



門川大作
京都市長



奥原恒興
京都商工会議所専務理事
(会頭代理)



千玄室
茶道裏千家15代・前家元
(メッセージ)

<感謝状の授与>



はじめに

世界人権問題研究センター名誉理事長 京都大学名誉教授 上田 正昭

平成六年の十一月二十二日、当時の文部省による、全国的な研究財団として世界人権問題研究センターが正式に認可され、同年の十二月一日にオープンして、平成二十六年には創立二十周年を迎えました。そこで同年十一月十日に、京都商工会議所講堂で創立二十周年の式典を執行し、山田啓二京都府知事・門川大作京都市長・京都府商工会議所立石義雄会頭の祝辞を拝受し、千玄室裏千家前家元からはメッセージをいただきました。

そして私の「人権文化の輝く世紀をめざして」の記念講演のあと、明石康元国連事務次長を中心に、安藤所長・中西寛京都大学院教授による「国際社会における日本のあり方」のシンポジウムが有意義に開催されました。

一昨年の秋から体調をくずし、気力で理事長をつとめてきましたが、式典のおりには大谷實先生に理事長職をひきついでいただくことを内定しており、平成二十七年の三月末日をもって理事長を退任することを決意しておりましたので、創立二十周年の式典には、感慨無量の想いがありました。

研究センターの当初は第1部国際的人権保障体制の研究、第2部同和問題の研究、第3部定住外国人の人権問題の研究、第4部女性の人権問題の研究の4部門でしたが、あらたに第5部人権教育の理論と方法の研究の部門が設けられ、5部門による共同研究が積みあげられてきました。安藤仁介所長のもと専任・客員・嘱託研究員は、その成果を公開シンポジウム、『人権問題研究叢書』などで公にし、人権大学講座・人権ガイドの養成や紫野高校をはじめとする高校への出前講座・福知山市ほかの出張講演など、研究ばかりでなく、人権の啓発活動にもつとめてきました。

本書は創立二十周年の記念講演・シンポジウムを中心にまとめています。二十周年を画期として、大谷實新理事長・安藤仁介所長を中心に、公益財団法人である当センターがますます充実し、発展することを期待します。

平成二十七年九月吉日

創立二〇周年記念式典・シンポジウム

日時…二〇一四年一月一〇日(月)午後一時三〇分～五時一〇分
場所…京都商工会議所講堂

記念式典

主催者挨拶

研究センター理事長(当時)

上田

正昭

来賓祝辞

京都府知事

山田

啓二

京都市長

門川

大作

京都商工会議所会頭

立石

義雄

メッセージ

茶道裏千家十五代・前家元

千

玄室

感謝状贈呈

記念講演

人権文化の輝く世紀をめざして

上田

正昭

研究センター理事長(当時)・京都大学名誉教授

4

シンポジウム

国際社会における日本のあり方

基調講演

明石

康

元国連事務次長

11

パネルディスカッション

明石

康

元国連事務次長

中西

寛

京都大学大学院法学研究科教授

安藤

仁介

研究センター所長・京都大学名誉教授

25

人権文化の輝く世紀をめざして

研究センター理事長（当時）・京都大学名誉教授

上田 正昭

こんにちは。皆さんお忙しいなかをご参加いただきましてありがとうございます。山田知事、門川市長、お二人が祝辞のなかでも申されましたように、人権の世紀をめざしてわれわれは努力してまいりましたけれども、残念ながら、世界の各地や日本国内でも人権問題をめぐるさまざまな問題が起こっております。

一つは、今日ほど命の尊厳が軽くみられる時代はかつてなかったということです。毎年自殺していく人が三万人を超えている。新聞やテレビで毎日のように、親が子を殺す、子どもが親を殺すなど、命の尊さというものが非常に軽んじられています。もう一度、私どもは命の大切さというものをしっかり考え直す必要があると思います。

そして第二に、物は豊かになりましたけれども、心は貧しくなってきたのではないか。江戸時代ですが、貞享二年



御池上るで塾を開きました。

心をいかに豊かにするか。自分の心だけではない。他人の心をいかに尊重するか。石田梅岩の学問を石門心学と申しておりますが、石門心学では「心の発明」ということを強調いたしました。私は、これは素晴らしい言葉だと思っています。「発明」という言葉は物にばかり使われますけれども、こんなに心が貧しくなった日本人は、人権問題の視点から心を発明する必要があると思っています。命の尊厳を改めて確認し、心を発明していくことが、二一世紀の

（二六八五）に丹波国桑田郡東懸村に誕生したのが石田梅岩です。石田梅岩は四五歳まで京都の呉服屋の黒柳家に勤めておりましたが、享保一四年（二七二九）に、徳川将軍（二七二九）と八代将軍徳川吉宗の時代ですが、その番頭を辞めて、烏丸御池の近くですが、車屋町通

今日、人権の世紀をめざして非常に重要であると思います。

よく世間では、人間は生まれながらにして平等であるというようなことを申しますが、これは間違った考えです。貧しい家庭に生まれる方もあれば、豊かな家庭に生まれる方もある。一九四八年の二月一〇日、第三回国連総会が世界人権宣言を採択いたしました。その第一条に、「すべて人間は、生まれながらにして自由であり、平等とはいっていません。「生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とについて平等である」と謳っています。この世界人権宣言が出ましてから今年は六六周年になります。機会があればぜひ前文をお読みください。そして三〇条に及ぶ条文をお読みください。

日本国憲法の規定している「基本的人権の尊重」の概念よりも、はるかに深く、はるかに広い概念が世界人権宣言では記されています。大変立派な宣言であります。しかし、宣言はしよせん宣言である。宣言に違反しても罰することはできない。そこで国連は、人権に対する国際法をつくってまいりました。いちばん最初につくったのは、ジェノサイド法、集団虐殺防止の法令であります。そして自由権規

約、社会権規約、略して国際人権規約と申しておりますが、国際人権規約をはじめ、数えますとちょうど二〇の人権に関する法令を国連は決めました。わが国は、ご承知のように国際人権規約は一部留保しておりますが批准をしております。一九七九年でした。私はよく覚えております。

日本国憲法の第九八条第二項を機会があればお読みください。日本国憲法は「日本国民」を中心としています。定住外国人の問題などは規定されておりましたが、憲法第九八条第二項に、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と、明確に書いています。日本国憲法には定住外国人の人権問題は書いてありませんけれども、国連の定めた国際規約には外国人の権利の問題もはっきり書いてあります。私は国連の人権規約あるいは人権法はわが国の憲法を補う、補完する重要な役割をもっていると思います。

しかし、法律ができてそれだけでは不十分です。一九九四年、第四九回国連総会が開かれまして、一九九五年から二〇〇四年までを「人権教育のための国連一〇年」とすることが決定されました。そしてさらにもう一〇年続けることになったのです。私はその国連の人権教育の概念

規定を読んで大変感動いたしました。私どもは人権という
と、個人の人権ばかりをいう。己の人権ばかりをいう。国
連は人権教育を次のように定義しています。「あらゆる発
達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳
について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するた
めの方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な
過程である」。お年寄りから小さい子どもさんまで、あら
ゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、生涯にわ
たって他の人々の尊厳について学ぶ学習が人権教育である
というように、はつきり書いています。己はもちろん大事
ですけれども、他の人々の尊厳と権利を侵してはならない。
石田梅岩の石門心学が申しました「心の發明」を現代風に
国連の人権教育は定めております。

あとで明石先生を中心に貴重なシンポジウムが開かれま
すので、私の記念講演の時間は三〇分です。三〇分以内で
終わらなければなりません。

そもそも世界人権問題研究センターができたのは、祝辞
のなかにもありました。延暦一三年（七九四）に桓武天
皇が長岡京から平安京に都をうつされました。それから数

えてちょうど一一〇〇年が明治二十七年です。当時の京都府
民・京都市民は、平安遷都千百年を記念して六つの大きな
事業をいたしました。

一つは、三大事業といっている事業です。内容は、第二
琵琶湖疏水の完成。琵琶湖疏水はできておりますが、続い
てそれを延長する。その次は、水道事業と道路を広げる。
その次は、市電を運行する。京都で市電が運行されるのは
明治二十八年です。この三つを三大事業と申しております。

三大問題といっておりますのは、都を京都にうつされた
桓武天皇を祭神とする平安神宮をつくる。岡崎で第四回内
国博覧会を開催する。今はずっと便利になりましたが、京
都舞鶴間に鉄道を誘致する。いわゆる山陰線ですね。これ
が三大問題であります。

この六つを見事に明治の皆さんは成し遂げられましたけ
れども、残念ながら人権の視角はまったく欠落しておりし
た。

私は、平成六年が平安建都千二百年ですから、ぜひ人権
問題を研究する組織をつくってほしいということで、先ほ
ど祝辞をいただきました千玄室様、当時の平安建都千二百
年記念協会理事長（後に会長）に構想をまとめて提案いた

しました。会長は桑原武夫先生、副会長には当時の荒巻禎一京都府知事、あるいは田邊朋之京都市長などが就任しておられました。世界人権問題研究センターをぜひつくってほしい。それが認められまして検討部会ができ、私は検討部会長を務めました。いよいよ設立するにあたりまして設立研究会をつくって、田畑茂二郎先生に会長をお願いし、私が副会長になって、できたのが世界人権問題研究センターです。

最初は抵抗もありましたけれども、ご理解ある皆様のご協力によって、本日は京都府議会議員の皆様、京都市議会議員の皆様もお越しただいておりますが、議会でも質問をしていただいたり、いろいろご協力をいただきました。今日にいたりました。ご関係の皆様に変更して、高い壇上からではございますが、厚く御礼申しあげます。

なぜ京都に世界人権問題研究センターをつくる必要があるのかと質問されました。私は、京都は人権問題と大変深い関係にあるのだということを一生懸命に訴えました。

たとえば平安京で「奴婢解放令」が出ている。家内奴隸です。延喜年間（九〇一―九二二）に「奴婢解放令」が

どこで出たか。これは平安京です。そしてこれはあまり皆さんご存じないかも知れませんが、私はとくに大事だと思っているのですが、嵯峨天皇の弘仁元年（八一〇）から、源平が戦いました保元の乱の起こった、保元元年（一一五六）まで、死刑がまったく執行され

なかった、世界でも珍しい都市が平安京です。三四六年間死刑をしていなかった都がわが平安京です。

いかに平安京が人権問題と深いつながりをもっているかは、今申しあげたことだけでもおわかりになると思います。さらに京都の人文書院から発行しております『京都人権歴史紀行』という、私どもセンターが出版しました本を読んでいたいただいたらわかりますが、人権ゆかりの地が京都にはいっぱいあります。

今日とくに皆さんに申しあげたいと思っております一



つは、同志社大学のそばに相国寺というお寺があります。みな「そうこくじ」といっておりますが、正しくは「しよこくじ」です。その塔頭の一つに鹿苑院があります。この鹿苑院の記録をしたお坊さんを僧録と申しますが、歴代僧録が書いた日記が残っているのです。これは鹿苑院の日記ですから『鹿苑日録』と申します。その延徳元年（二四八九）、室町時代です。その六月五日の条を、図書館で機会があったらお開きください。庭づくりをしている又四郎という人が出入りしているのです。

京都は庭園めぐりが盛んですね。善阿弥という庭づくり師、当時は「山水河原者」と呼んで差別しておりましたが、その善阿弥がつくった庭園が、いわゆる銀閣寺（慈照寺）の庭です。あの見事な庭は善阿弥がつくったのです。スポンサーは足利義政と日野富子でした。お金は出したけれども、つくったのは差別された善阿弥なのです。庭園めぐりをするときに、京都の観光は人権問題を抜きに観光はできません。そこで、先ほど感謝状を贈呈させていただきました。ただ、わがセンターでは人権の視点から観光する「人権ガイド」を養成してまいりました。最初は、人権ガイドをつくっても利用する人があるか心配しておりましたが、

幸いに利用者が多い。とくに修学旅行の皆さんが利用していただいております。

『鹿苑日録』の延徳元年（二四八九）の六月五日のころを見ますと、「又曰く」と、又四郎がお坊さんにいったことが書いてあります。「某、一心に屠家に生まれしを悲しみとす」、動物の皮を剥いたり、庭づくりをしたり、そういう差別された家に生まれたのを悲しむ。その次です。「故に物の命は誓うて之を断たず」、素晴らしいですね。だから誓って動物をみだりに殺したり、人間を勝手に殺したりはしない。「又、財宝は心して之を貪らず」、お金や宝物は私どもはみだりにむさばらない。差別された山水河原者でなければいけない言葉が『鹿苑日録』に書いてあります。

時間がだんだん迫ってまいりましたので、終わりに近づいてきております。大正十一年（一九二二）三月三日、京都岡崎の公会堂で、全国水平社が創立宣言をいたしました。西光万吉さんがこの文案を書いたのですが、素晴らしい名文です。いちばん最後には、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」というように、被差別部落の皆さんが内外に向かって宣言をした場所は、わが京都であります。

ユネスコが世界記憶遺産の登録をしておりますが、私は個人として水戸社宣言を記憶遺産にすることに賛同して、その運動に参加しています。世界に人権宣言はたくさんある。けれども、差別されている団体が人権宣言を出した例はほとんどないのです。フランスの議会が出したり、イギリスの議会が出したり、そういう人権宣言はありますけれども、これは水戸社みずからが宣言をしているのです。

しかもこれは大事なのですが、なぜかあまりいわないのですけれども、創立宣言以外に三つの綱領を定めているのです。その三つの綱領のなかの一つに、「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かって突進す」と。被差別部落民であるわれわれは、人間の理性の本質を見極めて、人間の完全なる解放をめざすというように書いてあります。差別からの解放をめざす。そして人間として最高の人間になるのだということを書いています。私は、この人権宣言が京都で、しかも岡崎で発せられたということの意味をもう一度考えてみる必要があると思います。

ご承知のように、二〇世紀の前半は第一次世界大戦、第二次世界大戦がありました。一八世紀でも一九世紀でも世

界の各地で戦争はありましたけれども、世界中が戦争に巻き込まれたのは第一次と第二次の世界大戦であります。戦争ほど最悪の人権侵害はない。命が奪われる。自然が破壊される。文化財が破壊される。やっと二〇世紀の後半に平和が戻ってきたと思っておりますけれども、イスラエルとパレスチナの紛争のように、民族や宗教をめぐる対立が続いております。私は、二〇世紀は人権が侵害された、人権受難の世紀であったと思っております。

先ほど申しあげました一九九四年の十二月に国連は、「人権文化」という素晴らしい言葉「Culture of Human Rights」を使いました。私は、現在の日本の状況を考えますときに、人権文化の世界とはほど遠い。二一世紀をぜひ人権文化の輝く世紀にしたいと願っております。当研究センターがその実現をめざしてさらに努力していくよう心から期待しています。

時間がまいりましたので、私の記念講演はこれで終わります。ご清聴ありがとうございました。

シンポジウム

●司会 それでは二〇周年記念シンポジウムに入らせていただきます。まず、はじめに明石康先生の基調講演でござります。先生は、日本人初の国連職員として、また、とくにカンボジアや旧ユーゴスラビアでの紛争等に、国連事務総長特別代表としてご尽力され、その後は人道問題担当国連事務次長なども歴任されました。本日はその経験を通じて、「国際社会における日本のあり方」をテーマにご講演をいただきます。なお、プロフィールの詳細は式次第に掲載させていただきます。ご了承ください。そちらをご覧くださいと存じます。（本冊子の末尾に掲載）

それでは、明石先生、よろしくお願いをいたします。

基調講演

国際社会における日本のあり方

元国連事務次長 明石 康

ただ今ご紹介にあずかりました明石でございます。今日、この世界人権問題研究センターの創立二〇周年の記念の集まりにおいて基調講演をさせていただくという、大変光栄な経験をする機会を得まして心から喜んでおります。

私はこのセンターにおいて一九年前にも話をさせていただく機会がありました。そのときには、このセンターの恐らく終わりのない課題として、「違いを喜べる心」という題でお話をしました。しかし、

世界をながめてみますと、ウクライナにおいても、シリアにおいても、イラクにおいても、ア



フガニスタンにおいても、また、われわれの住んでいる東アジアにおいても、「違いを喜べる心」には甚だ遠い状況が存在しております。

先ほど上田正昭先生が大変格調の高いお話のなかで、われわれの住むこの日本においてもまだまだ差別の問題は遠い存在にはなっていないことを、先生としては恐らく悲しみの心を込めてお話をされました。

私は、先ほどご紹介にありましたとおり、私自身の長い国連経験に基づきながら、上田先生のお話に比べれば雑駁な話になると思いますが、身近な体験に基づいてお話しして、このあとの討論の時間において、京都大学の中西寛先生とともに、皆様からのご質問なり、コメントなりを頂戴したうえで、さらに説明する機会があれば幸せだと思っております。

日本が国連に加盟したのは一九五六年二月一八日です。私はそれから二カ月も経っていない翌年二月から、国連事務局内の政治安全保障局というところでちっばけな部屋をもらって仕事を始めたのを思い出します。

ほんの腰掛けくらいで終わるだろうと思いましたが国連の

仕事は、それから約四〇年間続くことになりました。正確にいきますと、三五年間は国連事務局において国際公務員として仕事をしました。残りの五年間は日本政府国連代表部において参事官、公使、大使として仕事をしました。その期間は国家公務員であったわけです。一九七九年に国連に再び戻りまして広報担当の国連事務次長、次いで軍縮担当の事務次長を務めました。そのころ冷戦が終わり、カンボジアにおける和平の機が熟したということで、九二年から一年半にわたってカンボジアにおける国連平和維持活動の責任者として、カンボジアの民主的な新生国家誕生のプロセスに関わりました。

カンボジアの仕事を何とか終えて国連本部に帰って、ほっとして間もなく、一九九四年一月から九五年一月まで、ほぼ二年間にわたり、バルカン半島の旧ユーゴスラビアが民族紛争のただ中に立たされたとき、国連最大の平和維持活動の責任者として仕事を仰せつかりました。それから国連本部に帰り九七年の暮れに国連を退官するまで、人道問題担当の事務次長を務めました。

合計約一八年間事務次長をさせられました。新渡戸稲造さんは国際連盟において約六年間事務次長をされたわけ

すけれど、私の場合、長さにおいては新渡戸さんの三倍くらい国連事務次長を務めることになりました。

約四十年間の国連生活において、日本で生まれ育った一人として、日本国憲法の掲げる理想と国際連合が掲げる理念のあいだの矛盾に、おまえは苦しまなかったか、悩まなかったのか、という質問をよく受けます。私は自分がちよつと鈍いせいかもしれませんけれども、また楽観的な性格によるものかもしれませんけれども、はつきり申しあげて、あまり矛盾に苦しむようなことはなかったといつていいと思います。

一九五六年一二月国連加盟のときの重光外相の加盟演説を、私はフレッチャースクールという大学院大学におりましたので、国連に参観旅行に行つて聞く機会に恵まれました。決して英語としては上手な演説ではありませんでした。しかし内容的にはとても素晴らしい、その後の日本の外交政策を判断する一つの基準ともいえる鮮やかなビジョンがそこに盛り込まれていたのを覚えています。

重光演説の基調は、これからの日本は国連において、日本国憲法前文に規定している、「国際社会の名誉ある一員」

としての覚悟で当たるといふことで、国際連盟を日本が脱退したのは一九三三年でしたけれども、それから二三年間国際機構から欠席した空白期間を経て国際社会に復帰した喜びと晴れがましさと覚悟を、重光さんは演説の中で表しておられたと記憶しております。

私は、戦後の日本の平和主義は基本的に正しいものだと考えております。それは何よりも、戦前の軍国主義、超国家主義とか対外侵略に対するわが国民の厳しい反省の産物であつたからです。

戦後の平和主義は憲法前文と憲法九条の両方に表れています。憲法前文は「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と記されています。

憲法九条は二つの項目から成つていて、その第一項においては、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という戦争放棄が謳つてあり、第二項にお

いては、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と記されています。

憲法九条をどのように解釈するかについては国民のあいだでも意見はいろいろと分かれていると思います。しかしながら、私は九条から必ずしも非武装平和主義を導きだすことはないと考えます。

戦後の日本人はアジアにおけるスイスを夢見た時期もありました。しかし皆さんのなかでスイスに旅行された方は多いと思いますが、アルプスの美しい山々のふもとにトンネルの穴が各所に掘ってあるのに気づかれた方もあると思います。この穴は多くの場合、スイスの軍が戦闘機を山腹に隠しておくために使われています。スイスの場合、非武装中立主義ではなくて、武装中立主義です。スイス国民が必要と考えた最小限の軍備は、きちんと持つという考え方に立っているわけです。

とりわけ、われわれが位置する東アジアにおいては核兵器を持っている国がいくつかあります。中国がそうであり、ロシアがそうであり、日本と同盟関係を結んでいるアメリカがそうであり、また核不拡散条約に違反して北朝鮮が核

兵器を持つにいたっているわけです。そのような厳しい現状があります。

一九五〇年に朝鮮戦争が勃発し、そのときにはいわゆる国連軍なるものが、たまたまソ連代表が欠席していた安保理事会において決定されました。これは国連軍といわれますけれど、本来の国連憲章が規定した国連軍ではなく、今の表現でいえば国連の承認を得た多国籍軍といえるものです。ソ連代表が安保理に戻ってきてからは、問題は安保理事会から国連総会に移されて、一九五〇年一月三日には国連総会において、「平和のための結集」決議が採択されました。安保理のような強制的な決定権はないわけですが、国連総会による決議の形で朝鮮戦争への国連の関与が続けられることになりました。

国連のPKO活動は一九四八年に中東地域で、停戦の監視をするため始まりました。五六年には第二次中東戦争（スエズ危機）があり、エジプトがスエズ運河を国有化したのに憤激したイギリスとフランスとイスラエルの三国がエジプトに侵攻したわけですが、これに対して国連側としては何とか対処しなくてはいけないということで、かなり大規模

な国連平和維持活動が始められることになりました。国連憲章には平和維持活動（PKO）に関する規定はまったくないのですが、国連は国際社会の必要に迫られてPKOをつくったのです。

つまり、国連が示した柔軟な態度、実践的な対応の仕方は、その後いろいろ

いろいろな形でみられます。人権活動に関してもそういうことがいえるのではないかと思います。PKO活動に関しては、国連はいろいろな形で脱皮し新しい段階に進んでおり、停戦監視型の第一世代のPKO活動から、戦争を経た新生国家の誕生を助けるカンボジア型の第二世代、実力行使のソマリア型の第三世代を経て、アフリカの一部で展開する強力な第四世代PKO活動という、在来の小型兵器から武装ヘリコプターとか、近代的な戦車まで使う最近のPKOに至る、多角的な展開をみせているのに注目すべきではな



いかと思います。

戦後日本民主主義の中道的かつ穏やかな歩みと国際協力は、今までの六十数年において多角的な形に及んでいますけれど、これで十分かどうかということになりますと、私は決して十分ではないと思います。

ともかくも、今のように日本と中国との関係がささくれだった難しい状況になる以前には、中国の指導層が日本の戦後平和主義をきちんと前向きに認識していた時期がありました。例えば二〇〇七年において、当時の温家宝総理がわが国の国会での演説の中で、日本の戦後の歩み方、平和主義、また中国に対する援助について評価するとはっきりいっております。温家宝総理は、「実は日本の国会で自分は演説したのだけれど、この放送は中国で自分の母親がそれを見て、それに同意してくれた」とコメントしています。その翌年、日中共同声明において、胡錦濤主席も、戦後日本の歩みを評価することを言っております。

私は、ここ数カ月国内で大変激しい、集団的自衛権をめぐる活発な論争があったことにふれたいと思います。はっ

きり申しあげて、私にはこの複雑な論争はよく理解できません。国連憲章には第五一条があり、これは国連憲章の他の規定とやや違うトーンで書かれているのですが、そのなかに「個別的又は集団的自衛の固有の権利」が記されています。国連加盟国が自国の安全に危機を感じたときに、安保理事会が行動をとるまでの期間において、個別的ないしは集団的な自衛の権利を行使してよろしいという項目があります。

「固有の権利」と訳されている言葉は、英語では「inherent right」という言葉になっていますが、フランス語では「le droit naturel」という表現であり、「自然権」といってよく普通の権利よりもっと重いものです。

戦前の日本は、ほかの国もそうであったわけですが、自衛権をときに誤用し、乱用する時期があったことをわれわれは忘れることはできません。また、ミサイルとか核兵器の時代になった現代において、自衛権はどのように行使されるべきかについては、国連において議論がなされました。

今の潘基文事務総長の前のコフィー・アナン事務総長のときに、彼は「ミサイルや核兵器の時代には、そうした武

器が自国に到達するまで自衛権は行使してはいけないということにはならないだろう。しかし、ミサイルが発射国にあつてまだ発射されない段階において、それを攻撃して破壊する予防的自衛権が生じるかについては、自分は賛成できない。」ということをおっしゃいます。つまり、核兵器を積んでいるかもしれないミサイルが自国に到達する前に自衛権は行使されうるけれど、それを拡大解釈するのは許されないだろうと、アナンは反対していました。

そういうふうに、明らかに迫り来る明白な危険にどのように対処することができるのか、どういう場合に防衛手段が法的に発動されてよいのかについては、はっきりした答えはないと思います。

現代のように多角的な国際関係が存在する環境のもとにおいて、私は個別的自衛権と集団的自衛権は峻別できるものではないのではないかと考えます。同時にできるだけ大解釈ではなく、厳密な自衛権の解釈に基づき、この権利は行使されなくてはいけないのは明らかです。

それとは別の概念で「集団安全保障」ということが、国連が発足した約七〇年前から現在まで使われてきておりま

す。この「集団安全保障」は、「集団的自衛権」とはまったく違うものです。国連の存在の基盤にあるのが、安全保障のような大事な問題はできるだけ集团的に、みんなではかの国と一緒に考え行動すべきであるという基本的な理念が貫いているのですが、残念ながら、集団安全保障は、国連憲章第七章に盛り込まれてはいますが、不十分にしか実現しておりません。

本当の意味での国連軍も存在していません。国連ができて二年ほどの間に、アメリカとソ連の間、アメリカとイギリスとかフランスの間にさえも、どういう規模の、どういう性格の国連軍をつくれればいいかについて意見の相違が明白になりました。ですから国連軍は本来の形ではできていないのです。

湾岸戦争があったときに各国が安保理決議に従って集まって、侵略を行ったサダム・フセインのイラクに対処し、侵略されたクウェートを国際社会として守る集団安全保障行動をとりました。この場合の国連軍も、はっきり申しあげると寄せ集めの軍隊であったといえるでしょう。

そういう国連軍ができた場合、わが国はどのような行動をとるかについては、日本としては白紙の状態におかれてい

るのが現実であると思います。日本が国連に加盟した一九五六年一二月の重光演説のなかでも、「国連憲章の規定に日本は留保します。この条項は日本として守ることはできません」とは一言もいっていないわけです。国連憲章第四条は、国連に加盟する国は、「国家」であり、「平和愛好国」であり、また国連憲章の規定を忠実に守る「意志」と「能力」を兼ね備えていなければならないと規定しています。ですから、ここには国際法の大家の方々がおられるので私の意見をいうのは忸怩たるものがあるのですけれども、国連憲章第七章の集団安全保障は大きな宿題として今も世界各国に答えを迫っていることを付け加えておきます。

ところで、今年は一〇一四年で、第一次世界大戦が始まってちょうど一〇〇年になる年です。第一次世界大戦は第二次世界大戦に勝るとも劣らない多くの犠牲を世界各国に迫ることになりました。

私は一九九四年から九五五年まで二年近く、旧ユーゴスラビアにおける民族紛争のただ中に、三万人を超える平和維持活動の国連側責任者として参加することになりました。

その間、旧ユーゴスラビアのボスニア・ヘルツェゴビナの首都サラエボの街を散歩することがありました。散歩の途中で、第一次世界大戦の引き金になったオーストリア皇太子暗殺現場に立つことができました。セルビア人の若いナシヨナリストが、その土地を訪れたオーストリア皇太子、当時はオーストリア＝ハンガリー帝国ですけれども、その皇太子を殺害し、それがきっかけとなってオーストリアがセルビア人青年の属するセルビアに宣戦布告をし、他方、ロシアはセルビアと結びついていたので、オーストリアに宣戦布告をする。オーストリア側についていたドイツはオーストリア支援のため宣戦布告をするという状態になり、さらにドイツの侵略主義を恐れていたフランスとイギリスが、反対の連合国側に立つことになり、究極的にはアメリカやわが国も連合国側に参加する形になり、世界中の有数の国々が参加する、四年以上の大変激しい戦争となつて、九〇〇万人以上が犠牲者になりました。今日お話になる中西先生のほうがはるかに熟知しておられることですけれども、そういう第一次世界大戦が発生したわけです。

そうしたことが再び起きないように期待を込めてつくられたのが、国際連盟です。しかし国際連盟も、有力国が参

加しなかったというような大きな欠陥のため、第二次世界大戦の勃発を止めることはできなかったのです。このことに対する真剣な検討の結果、連盟の弱点を補強して、今の国際連合がつくられ、今や70年になろうとしています。

しかし、戦争の性格はかなり違ってきているのではないかと思います。特に冷戦が終わった一九九〇年以降には国際的な国と国との紛争は確かに少なくなってきたと思いますが、その反対に国内紛争の方がきわめて増えてきています。

日本のように民族的なまとまりのいい国はむしろ例外に属するのであって、多民族国家が世界には圧倒的に多いわけです。ときにはソマリアのような、民族は一つですが部族が非常に多いような国もあります。それらの国は、言語とか文化とか宗教の違いが大きいです、それをきっかけに国内紛争が激化する場合があります。

このような一国内の民族間対立は、政府と政府の正規軍による戦いよりもややこしく複雑なのです。正規軍のほかに不正規軍があり、ときには犯罪者集団や外国軍隊も混じってくるので、旧ユーゴスラビア紛争などでも国連は大

変苦勞しました。国連としてはこの紛争に関係したくなかったのですが、ヨーロッパ諸国がぜひとも来てほしいというので、国連は嫌々ながら関係させられたわけであります。究極的には国連では処理できなくなって、アメリカを中心とした北大西洋条約機構、いわゆるNATOが、国連にとって代わることになりました。現在ではイスラム国とかアルカイダとか、国境を越えたテロリストの問題が不気味な存在として国際社会に立ちはだかつております。

WCRPという、京都にも関係の深いNGOがあります。それは、世界宗教者平和会議 (World Conference on Religion and Peace) の略ですが、世界の宗教者、宗教団体の多くが一緒になって、「平和の問題について話し合い、行動しなければならぬ」という立場から



結成されたものです。先週、東京の国会すぐそばの参議院会館において、自民党や民主党などが中心になって超党派の形で、WCRPの人たちと懇談会をもつということでも、私も参加して話をしてまいりました。

本来、国家と宗教とは全く関係がないという立場に立ってきた戦後日本ですけれど、そういつてもいられないという事です。アメリカや、スカンジナビア諸国、オランダなど他の国々も参加しているわけですし、宗教者のNGOとか各国政府が、国連と協力する形で平和維持に参加すべきだという考えが強くなっています。

その会合で、私は旧ユーゴスラビアPKOの話にふれました。一九九一年に、バルカン半島にあるクロアチアのある小さな農村において、そこに住んでいるセルビア系農民とそこに入ってきたクロアチア人警官との間の小さな紛争がきっかけになってそれが拡大していきました。セルビア人農民が先に発砲したのか、クロアチア人警官が発砲したのが最初なのか、よくわかりません。いろいろな本が出ていますけれども、それぞれの立場から書いた本なので、相手のほうが先に発砲したのだといっています。これが旧ユーゴスラビアの紛争の一つのきっかけであったといえま

す。私はそれを読み、芥川龍之介の『藪の中』という小説を思い出しました。それは、ある事件を四人の人が目撃し、まったく違う四つの物語を語っているわけですが、この種の民族紛争が増えてきているといえます。

こうした偶発的な事件をできるだけ防止する必要があると思いますし、またそういうことが起きた場合に、ホットラインといえますか、関係する国々ないしはグループの間の意思の疎通をきちんとすることが大事になってきていると思います。

この二、三日のあいだに、二年半ほど首脳会議が行われなかった日中間の会議が再開されることになったのは大変に喜ばしいことだと考えます。その会議において取り上げられることの一つが、危機管理のメカニズムをどう設置し機能させるかということで、この場合、意思の疎通、正確な情報の伝達がいかに重要かを示しているのだと思います。

紛争はこのように偶発的に起こりうるのでありますけれども、そうでない紛争も確かにあります。例えばアフリカ中部のルワンダのケースです。この国は少数民族のツチ族と多数民族のフツ族の二つがあり、フツ族指導層が大変冷

徹な形で、この事件を密かに起こす準備をし、かなり計画的にツチ族の皆殺しを策したことが、紛争が起きてからわかってきました。推定七〇万人から八〇万人の何の罪もない民衆、女性や子どもが多く巻き添えになっている。現代におけるジェノサイドの悲惨な一つのケースであります。これは偶発的でなく、計画的な紛争の起こり方であります。

また、私自身が関係した自衛権のことを少しお話します。私はカンボジアPKOの責任者として、紛争した四派を公平な立場で遇し、結局、三派は国連と協力してくれましたが、ポル・ポト派が非協力に変わりました、このポル・ポト派の非協力に非常に悩まされました。

私と軍事部門の総司令官だったオーストラリアのサンダーソン司令官は、国連PKOはある程度の小規模な武装はしているけれども、武力行使というものはできません。これは安保理決議を読んでもできないことになっていますし、各国からの寄せ集めの軍隊ですので能力からいっても本格的な戦争はできないという判断の上に、私とサンダーソンは立っていました。

しかしながら、ポル・ポト派よりも大きな二万人の国連

軍がいましたので、寄せ集めの軍隊であっても、ある程度武力をもっているのだからポル・ポト派制圧は正しいことだし許されることだとフランス出身のロリドン副司令官は言いました。国連の若手の血の多い職員もそうだといい出しました。特にがっかりしたのは、マスコミ関係者がわれわれの慎重な態度を批判したことです。私は、時としてマスコミは血を好み、正義の側に立とうとする傾向があるのだと感じて、失望しました。この事件は鉄のカーテンになぞらえて、「竹のカーテンに明石とサンダーソンは怯んだ」という形で報道されました。

旧ユーゴスラビアPKOに関しては、国連側と北大西洋条約機構側、つまりNATO側との間に「二重のキー」というものが存在していました。国連とNATOのキーが同時に作動しないと、NATOによる空爆が行われない形になっていたのです。私には国連側のキーを与えられたわけですが、できるだけ武力の行使は慎重にやるべきだ、われわれの与えられている国連決議はその点曖昧でしたが、現地の責任者として国連側の武力を過大視することは許されないだろうと考えて慎重だったわけです。

しかしながら、私は国連要員が現実に生命の危険にさら

された場合には、その国連要員を攻撃している戦車とか大砲に対して、ピンポイントで国連側がNATOに行動を要請することは、明らかに誰の疑いもなく自衛の行為です。で、そういうことには一五〜一六回私は賛同して、空爆が行われました。しかしながら、それ以上の本格的な空爆は明らかに政治的な行為でありますので、非常に慎重に行動しました。

アメリカの国連大使で、その後国務長官になったオルブライトという女性がいます。この人は回想録のなかで「病的に中立だった」文民代表として私のことを描いているのです。「病的に」というのはちょっと余計だと思えますけれども、とにかく慎重すぎる態度をとったと私を批判しました。しかし、この回想録は、NATOとかアメリカの圧力で国連PKOが本格的な空爆に踏み切った結果として、三四〇人の国連要員がセルビア軍に人質として捕まって悲惨な経験を味わうことになったと書いてあります。それを讀むと、あたかも慎重であった私の態度のほうが正しかったようにも読めるわけです。

国連の中立性と善悪の判断はどうあるべきか、これまた悩ましい問題であります。二〇〇〇年には、アルジェリア

人で私の非常に尊敬する同僚であったブラヒミという、国連事務総長代表をいろいろな紛争地域でやった人のレポーターが出ました。伝統的なPKOにおいては中立性とか不偏性が大事であったけれども、善と悪とを峻別すべき場合もあるのです、そういう場合は国連としても善の側に立つべきであるという立場をとっております。

私は昨年、ハーグにある国連のつくった法廷において、カラジッチというセルビア人勢力最高指導者の裁判で証言をしました。来年は同じハーグにおいて、旧ユーゴスラビアPKOのときに起きたスレブレニツァというところの悲劇に関して国連の責任があるのかないのかということに関するシンポジウムにおいて話をする事になっていきます。そういう意味ではこうした問題について最終的な答えは必ずしもまだ出ていないわけです。

私は日本の国連主義とか平和主義という戦後の立場は基本的に正しいけれど、いろいろ新しい国際情勢もあつて、具体的な状況のもとで、人権の問題をどう考えるか、武力の行使についても、答えは必ずしも一つではなくて、いろいろ考えるべきことがあるだろうと思います。それぞれの

政府、それぞれの国際機関においても、できるだけ多くの人を巻き込んでいろいろな立場からこのような問題について一緒に考えてみるのが大事であろうと思います。

日本としてやるべきこと、その責務とか役割を考えればたくさんあるわけですけれど、私は開発とか人道主義を中心とした政府による援助活動、いわゆるODAを駆使した日本の平和外交を引き続き展開することは正しいと考ええます。残念ながら、ODAについて、一九八〇年代において日本は世界第一位だったのですが、今はその頃に比べると半分以下になっているのは残念なことだと思います。

国連の平和維持活動も、いろいろ問題や弱点はありますがけれど、国連らしい一つの大事な活動であります。今も南スーダンに自衛隊が一個大隊派遣されていますが、大変良い活動をして感謝されています。こういうものに多角的に参加するのは正しいと思います。

それから先ほど申しあげた集団安全保障についても、ケースは少ないのですけれども、できることがあつたら、それを前向きに考えてみることも大事だと思います。

私自身はスリランカ問題担当日本政府代表として現在、スリランカ政府をより民主的、より人権に配慮する、多数

派と少数派との共存にも努める方向に導くように微力ながら努力をしております。しかしながら、欧米がやっているようにそれをおおびらに宣伝したり、スリランカ政府に説教をするような態度をとらずに、できるだけ非公式な形で説得し、政府と反対勢力の間に橋を架けることに努めるのが日本らしいやり方であろうと考えています。スリランカ民族紛争に関しては、ノルウェーとかアメリカと協力して行った時期があります。タイ南部とかフィリピン南部のミンダナオとかミャンマーなどにおいても、日本はそういう平和外交の可能性を今でも追求しているわけですけれども、これは日本として大いにやるべきことだと思っております。

武力を使うよりは、できるだけ心と心を通わせるような、対話をますます活用すること。高い立場から説教するよりは静かに、流暢な雄弁であるよりは訥々とした話し方で、できれば現地語を話すような形でやるというのは効果がありますし、そのほうが望ましいのではないかと思えます。

大きな目的は国際的に国連の場で多国間で成立できるかもしれないけれども、具体的にどの紛争においてどうい

うやり方をするべきかについては各国や各NGOの人たちが、いちばん自分にふさわしいやり方を見いだしてやればいいと思います。そういう道はいろいろ日本の前にも沢山開かれているのではないかということを申しあげて、私の今日の拙い話に代えさせていたきたいと思います。

私のこのスケッチ的な駆け足の話は、あとで機会がありましたら多少説明させていただきたいと思えます。ご清聴ありがとうございます。

●司会

どうも明石先生ありがとうございました。以上で明石先生の基調講演を終了いたします。ここで約一分程度の休憩に入りたいと思えます。四時ちょうどから再開させていただきたいと思えますので、よろしく願います。

元国連事務次長 明石 康

京都大学大学院法学研究科教授 中西 寛

研究センター所長・京都大学名誉教授 安藤 仁介



●司会 それではシンポジウムを再開いたします。これから

は中西寛先生、安藤仁介先生にも加わっていただきディス

カッションを行いますと存じます。明石

先生には引き続きよろしく願いをいたします。

中西寛先生でございますが、京都大学大学院法学研究科教

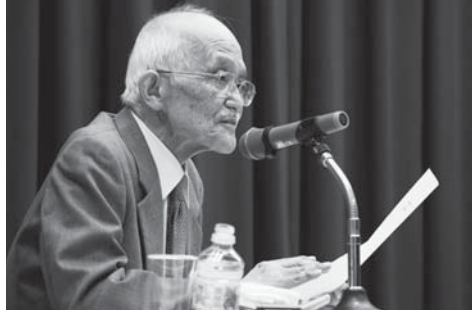
授で日本政府の専門委員などの要職を歴任され、またメディアなどでも広く活躍されておられます。

次に安藤仁介先生でございますが、先生は日本人初の国際人権規約委員会委員ならびに委員長などを歴任され、現在は世界人権問題研究センター所長、京都大学名誉教授でございます。なお、詳細なプロフィールにつきましては式次第に掲載させていただいております。それらをご覧いただきたいと思います。

ここから先は安藤先生に進行をお願いしております。それでは安藤先生、よろしく願いをいたします。

●安藤 たくさんの皆様に残っていただきました。明石先生のお話は非常に私個人としては身に迫る、とくにPKOという、国連憲章にもないような、しかし極めて

独創的な、そして柔軟性に富んだ制度で、明石先生もおっしゃいましたけれども、国家間の紛争よりもむしろ国内的な紛争が増えていくことが予想される将来へ向けて、カンボジアやユーゴスラビアで、これは皆様方も責任ある地位で決断をすることがいかに困難であるかをご承知と思いますけれども、自分が責任を負わ



なければいけない、場合によつて万を超える国連関係者、そして地元の関係者、そのあいだで非常に柔軟しかし厳しい判断を迫られると。私はずっと聞いていて、その部分の明石先生のご苦労をいちばん強く感じ取ったところでございます。

質問を五、六点いただきたいのですが、個別にお答えできるものから取り上げたいと思います。まずエボラ出血熱についてです。「先般、エボラ出血熱患者に対し、慎重に慎重を期するため、その取り扱いが囚人になされるようなひどい対応がなされた」と聞くが、これら完璧な特効薬のない新感染症患者に対する措置はどうなさるべきかお尋ねいたします」。

お二人にまわす前に、私としては、これはやむを得ないと思います。つまり患者の可能性のある人以外に

広がらないためには、やはり万全の対策が必要で、その過程で、囚人というのはひどいけれども、いろいろな予防措置がとられるのは、これはやむを得ないと思います。中西さんはどうですか。

●中西 ありがとうございます。改めまして、世界人権問題

研究センターの開設二〇周年をお祝い申しあげたいと思います。また、本日このような場にお招きいただきましてありがとうございます。

それで、いきなり

エボラの話をふられてしまつたのですが、先月と先々月、アメリカに行く機会がありました、ちょうどエボラの問題がアメリカで大きな話題になっていたので興味をもちましたので興味をもちて見ておりまし



た。

このテーマはいろいろな要素を含んでいる、重要かつ興味深い問題だと思います。一つは、私の訪米時にアメリカのなかでも大きな論争中でした。アメリカの州レベルでは、現地アフリカからの入国者が州の空港に入ることを禁ずるべきだということをやっている州もあります。あるいは、あちらから戻ってきたアメリカ人の医療関係者について、だいたい潜伏期間が三週間ぐらいですから、そのあいだは完全な隔離状態にするべきだという議論をして、そういう方向で州議会で決議が出たりしているところもあるようですが、連邦政府としては一貫して、エボラに対しては一定の注意深い対応は必要だけれど、過剰な拘束を医療者に及ぼす、あるいは旅行者に対して及ぼすということとはかえって対策上マイナスになるという形で、いわば世論の圧力を受けた州レベルの対応に歯止め、ストップをかけようとする、そういう形のアナウンスが行われていたように思います。

なぜ連邦政府がそういうことをいったのかというと、一つは、例えばアフリカの関係国から直接やって

くるような旅行者を空港などで制限するということを仮にやると、結局いろいろな形で第三国を経由してやってきたりするということで、抜け道はいくらでも見つけられるので、かえって潜在的な患者の行動が把握しにくくなるということです。ですから移動については基本的に認めて、空港や航空会社でそういう人を把握して、万一の発症時に対応するという形にすべきだと。

それから医療者に対していろいろな形で制限をかけると、本質にあるアフリカでいかにエボラの感染拡大を封じ込めるかという問題に関して弊害が生じるということです。アメリカをはじめとした先進国がアフリカの関係諸国に対していろいろな支援をしないと現地の政府やWHOだけでは足りないということ、そういうような努力をしようとしているときにボランティアの医療関係者に不当な拘束をかける、場合によっては看護師さんがそれこそ犯罪者扱いされたということコメントした人もいたのですが、そういう形で強い圧力をかけると、かえって現地の対策を阻害するということで、そうした動きに歯止めをかけようとした

のが連邦政府の姿勢だったと思います。

日本でも三人ぐらい可能性のある人が出て調査をして、今のところ陰性であったということでもよかったということではあると思うのですが、現在の世界ですから、いつなるとき日本にそういう人が来るかもわからないですし、それこそどこかを經由して来るということもあり得るので、そうした可能性について日本も考えないといけないと思います。

そのときに重要なのは、日本にもアメリカのような最高度の感染症を扱うレベル4施設が設備としては何か所あるのですが、近隣住民の反対もあって開設をしていないので、実際にエボラ患者が発症した場合の対応力に疑問があるということです。形の上では先に述べた施設で対応できるということになっているのですが、アメリカでの感染の状況を見ると、現在日本で対応している程度の防護服では感染の危険性が結構あるのではないかなという感じで、そのあたりの対応力の問題が一つあるかと思っています。

もう一つは、アメリカで最近会ったアメリカの安全保障関係の専門家が、エボラは安全保障問題だといっ

て、日本は自衛隊をアフリカに送る可能性はどうかだという話をされて、日本ではまだそういう世論は正直ないので難しいのではないですかと意見を述べたことがありました。世界的にはこの問題は安全保障の面から深刻に捉えられるようになってきていることは確かでありまして、日本が高い医療技術や医療関係者、あるいは自衛隊をもっているということからすると、国際協力ということで、同盟国であるアメリカや国連から何かの形でそういう協力を求められる可能性はあるかもわからないので、そういうことにはある程度備えておいたほうがいいのではないかなというのが私の印象です。すみません。ちょっと長くなりました。

●安藤 ありがとうございます。明石さん、何かおっしゃりたいことがあればどうぞ。

●明石 私はエボラ出血熱については何も専門的な知識はありませんので、今、中西先生が簡潔にいわれたことに尽きると思います。アメリカあたりはそういう患者の可能性があるかもしれない人の入国があり、また、

これは西アフリカの三カ国が現実の問題になっているわけですが、アメリカはそういう国々との関係も密接にあるので、現地に軍の医学知識をもった人をかなりの数送って現地での対応を強化しているのを見て、アメリカ的で、迫力のある対応の仕方だなと思っておりました。



どれほどこれが蔓延するのか、またアメリカとかヨーロッパ以外のところにも広がっていくのかどうかに関心事項ですけれども、潜伏期間があるものですかから陰性が陽性を判定するのに時間がかかるので、その間に患者になりうる人たちにどれほど行動の自由を与えられるべきかは、非常に決めがたい、頭の痛いことになってくると思います。

もしエボラ出血熱が増加するとなると、アメリカだけに任せてはおけないし、また国連としてもWHOあたりに任せておけなくなる。そうするとほかの先進国は、わが国も含めて国際行動に出ざるをえない。そういう場合に、本当に希望する人がいても、そういう人たちの参加を許さないという態度をとることが許されるのかということになります。この問題はPKOの問題ともある程度類似の問題ですけれど、日本はどこまで局外の傍観をしていいのか、それが許されるかどうか、どの程度関与すべきか、関与する前に日本人が期待するような高度な安全を求めた場合に、ほかの国よりも行動が遅れてしまう、消極的になってしまう、そういう危険はあるのではないかと思います。

●安藤 ありがとうございます。時間の関係で次の問題に移らせていただきます。これも個別問題です。「ヘイトスピーチやヘイトクライムについてどのように考えられますか。今後、日本において社会のなかでどのような法案成立にもつていけばよいのか」。

これも先ほどのように私の考えから申し上げます。

ヘイトスピーチというのは、これは定義にもよりまずけれど、誰か気に入らない、あるいは気に入らないグループがあると。これは人間の歴史が始まって以来どこでもある問題です。それが最近、日本の場合は在日韓国・朝鮮人に対する在特会の行為が、まず京都地裁で、それから大阪高裁で、恐らく最高裁も同じ判断を下すと思いますけれども、それはやはり違法だと。違法の根拠が、京都地裁の場合は人種差別撤廃条約という条約にいきなりいったのですけれど、高裁のレベルでは国際法は国内法で直接適用できない、そのためには日本の国内的な立法が必要であると。このご質問は恐らくその点に関係するのだと思います。

これはやはりヘイトスピーチ、犯罪になればヘイトクライムになりますが、そののもつプラスマイナス、定義の仕方によっては、立法者がわれわれの自由をかなり制限できるわけです。私は内閣府のマスコミの過剰取材をどう制約するかという委員会に出たことがあります。マスコミの方はこぞって表現の自由という立場から反対しました。ですから、そういう側面も考えて、どういう立法がいいのか、あるいは立法しない

で今の刑法あるいは民法のゆるやかな規定に委ねるほうがいいのか、さらに国民的な議論が必要だと思えます。

これはお二人からとくにコメントがあれば、なければ次の問題にいきたいと思えます。

●明石

ヘイトスピーチの問題が非常に大きく取り上げられてきているのは現代的な現象であり、日本で今頃それが問題になりつつあるのは時期的に遅れた感じがあらるのではないかと思います。

ヘイトスピーチと言論の自由がどのように関連するかという形で取り上げられている向きがあるようです。もちろん言論の自由はできるだけ制約しないのが民主主義の基本的な精神であるわけですが、自分と違う人、とくに外国人とか移民、それから韓国・朝鮮から来た人というのは特殊な問題を抱えている人たちで外国人というカテゴリーと一緒にできない面があると思います。私は、以前にこの人権センターでお話をしたときに、「違いを喜べる心」がとても大事なのだということを強調しました。

日本は島国であって、島国としてのよさはあるのですが、そのなかに安住していると、より逞しい民族とか考えの違う人とうまくやるのが下手になってしまふ危険が十分にありはしないかと思うのです。人口減少の世界に日本も入ってきますので、自分と違う人に対する応対の態度が厳しく問われる時代になってきているのは当然だと思います。

街宣車が恐らく京都でも東京と同じくぐるぐる市街を回ることがよく見られるのではないかと思います。が、非常に野蛮な行動であって、街宣車を言論の自由の名において容認することは無理ではないかという感じがしています。言論の自由は保障されるべきです。守られるべきですが、あのように多くの市民に迷惑をかけるような大声による暴力行為に対しては、文明国家としてもっとわれわれは敏感であるべきだと思います。いくら二〇二〇年のオリンピックに向かって日本はグローバル国家になったことを宣伝できる国になりたいといっても、街宣車がオリンピックの間東京の街をぐるぐる回っていたら、まだこんな国かと当然いわれるに違いないので、これは日本人の基本的な態度が

問われている問題であると思います。

●安藤 ありがとうございます。中西さん、何かあれば。

●中西 私も基本的に明石先生と同感で、言論の自由との関係ということになると、よくドイツと日本の対比ということがいわれます。ドイツの場合は、第二次世界大戦後、まず西ドイツそして現在のドイツではナチズムやファシズムについては積極的言論、表現を抑制するというをやってきて、ナチスに関わる旗であるとか、ドイツ国歌の歌詞であるとか、ヒットラーの著作であるとか、そういったものは今でもドイツ国内では出版や公的な表現の禁止がされている、もちろん形骸化している部分もありますけれど、そういう形で対応しているわけです。

それに対して日本は、戦争の反省というのは、表現の自由を含めた人権を抑圧する社会性が戦争をもたらしたということ、戦後はできるだけ自由を擁護するという形でこの問題は扱われてきたという歴史的背景は確かにあると思います。

ただ、いわゆるヘイトスピーチと呼ばれるものは、スピーチというふうに使っていますけれど一般的な言論ではなくて、言論の形を借りた精神的・心理的暴力と事実上捉えうる要素が非常に強いと思います。それは明石先生が言及された街宣車の場合もかなりそれに近いようなことも従来はあったのでありまして、私の知るかぎりでは、その点では京都のほうがだいぶん免れておりまして、東京の都心部は街宣車被害がものすごく大変だということを、あちらに行っているとよく感じます。京都はたまにありますけれど、それほどひどいことではないのが幸いだなと思います。

ああいったものは言論の自由という範疇で許されるものであるかどうか改めて考えるべきものであらうと思います。とりわけヘイトスピーチは、在特会の場合には特定の民族性、帰属、そういったものを根拠として、それこそ根拠がないものも含めた非難や、いわば脅し、威嚇的な言論を成すことがあるわけですから、そういったものについては何らかの規制をしていくというのが現在の日本においては合理的ではないかと思っています。それをどういうふうにするかということは法

律の専門家の方にお任せしたいと思いますが、日本もそういうことを考えるべき時代になったのではないかなというのが私の個人的な印象です。

●安藤 ありがとうございます。今の問題とちよほど逆になるのですが、「日本にも民族紛争があると聞きますが、具体例をあげてください。天皇を中心として二千年以上統一国民として世界でも数少ない日本です。その間、民族闘争がなかったように論じられています。単一民族としての日本、大和人としての解釈に矛盾を感じます」。これをご質問された方は、矛盾を感じられるのは、日本が単一民族であるということに矛盾を感じられるのか、そうではなくて、単一民族である日本がなぜ民族紛争等を論じないといけないのか、そちらに矛盾を感じられるのか、どちらでしょうか。——（質問者より発言）——単一民族であることに矛盾を感じられるのですね。

私の知っている事例では、私は内閣府のアイヌ差別の問題の委員会に出ていたし今も出ていますので、やはり服を脱ぐとアイヌの人は毛深いので、お風

呂屋でアイヌと同じ風呂に入りたくないとか、和人は外はお断りというのが北海道では現実の問題としてあるわけです。

日本政府は長いあいだ日本は単一民族といっているけれど、国連で少数者の権利宣言が採択されたときに衆参両院とも満場一致で、アイヌ民族は日本民族と違ふと、その意味で日本にも少数民族がいると。少数民族は別にアイヌだけではなくて、在日韓国・朝鮮人もそうですし、台湾系も中国系も、そのほかの国からも、今、日本の労働者のなかにはたくさんおられるので、ちょうどその委員会でもまた当時の福田首相に会いましたら、福田首相は「日本はもう単一民族国家ではありません」とはっきりおっしゃった。それが私の知る現実だと思います。

●明石 単一民族であるか、そうでないかということ論じるのに私はあまり興味がないのですけれど、文化という面からいくと日本の歴史は、大陸からきたいろいろな文化が、朝鮮半島を経由してきた場合もあるでしょうし、中国大陸から、ないしは東南アジアから入っ

てきた場合もあると思いますけれど、いろいろな形でいろいろな文化が日本に入ってきています。

これはこのセンターの理事長である上田先生がいろいろな著書のなかで、先生の博覧強記の一つの典型的な例ですけ

れども、聖徳太子の時代に儒教、仏教、道教などが多様に日本に入ってきたとき、聖徳太子の先生になった人たちはみな外国からきた人たちであることを指摘しておられます。

法隆寺がいつできたかは論争的でわからないのですけれど、梅原猛先生がおっしゃっているように、聖徳太子が亡くなったあとにその魂を慰めるためにつくられたのかもしれない。そうであったとしても、日本で最高のあの五重塔の美観というものは、大陸から



きた人たちとの交流のなかからはじめて生み出されたものだと考えられますし、京都の太秦にある広隆寺の弥勒菩薩の美しさなどは日本に土着の人だけでつくられたものでないことは明らかではないでしょうか。いろいろな形でいろいろな文化が作用しあい、そのプロセスでより洗練され、より高度なものができていったわけであり、民族の純粹とか、文化の純粹というのは現実的にあり得ないことです。いろいろな文化が作用しあうことで豊かな世界文化の一部を形成していくわけであって、あまり独自性とか純粹であるとかいうことは意味のないことではないかという感じを私はもっています。

私は、この国はこれからは、あくまでもグローバルな国として、グローバルにたくましい心をもって活性化していく以外に将来の道はないというふうに考えています。

●中西 単一民族か否かという問いですが、そもそも現在はそういう問いかけ方はあまりしなくなっているのではないかと思えます。民族の定義そのものが今日では

非常に定義しがたいもの、主観的なものだと考えられるようになっていきます。単一民族ということが大事だといわれるようになってきたのは、明治の終わり、一〇〇年ほど前ぐらいからだと思えます。そのころは単一民族か、そうでないかということが尊重されたのですが、今の時代にそういうことを重視する考え方はもはや存在しないと思います。

歴史的には明石先生もおっしゃったとおりで、日本は古い時代からいろいろなところから民族がやってきて混ざりあつたということで、混ざりあつた結果一つのある種の一体的な文化をつくりだしたということも事実であろうと思えます。その過程で異なる起源をもった人々や、もちろんアイヌの民族であるとか、さらに古代には西日本の部族と東日本の部族に多少違いはあつたようですが、そういったものがだんだんと一体的になつて、恐らく江戸時代のころにある種一体的な文化をつくつたということはいえるだろうと思えますが、それをもって単一民族であるとか、そうでないということとは、現在の民族の捉え方としてはあまり意味がなくなつた言い方ではないかと思えます。

●明石 それに関連して、習近平が「中華民族の夢」とい

う言葉を盛んに使っているようですが、あの場合、中華民族という一つの民族ではなくて、一〇〇近い数の中国のなかに住んでいるいろいろな民族、種族、部族、言語集団、そういうものを総括的にいっているのだからかと私は理解しています。そういう意味では、中西先生がおっしゃっているように、私は複合的な民族以外のものはあまり現実的には存在しないし、考える価値もないのではないかと思います。

●安藤 ありがとうございます。あと中西先生に自由にコメントしていただく時間を一〇分間保証する責任が私にありますので、あと二つは関連する問題ですので、まず私の考えを述べて、お二人に補っていただきたいと思ひます。

一つは「世界の諸問題、領土問題、民族問題などを解決するのに、なぜ国連は無力なのでしょううか」、もう一つは「安全保障理事会と国連の関係は今のままでよいと思われませんか。改善すべき点がありましたらご指摘ください。安全保障理事会は、二度の世界大戦を

経験して、大国同士の戦争を起こさないことを目的としてできたと認識していますが、そういう意味で機能しているかもしれないけれども、例えばシリアの問題のように、安全保障理事会の拒否権がある意味で適切な行使をされていない。その結果、例えばイスラム国家の台頭を許している。このままの関係でよいのか、要するに国連の限界と将来ですね。

私は、明石先生の講演のなかで二つ大事な点があると思ひます。一つは、日本では混同しているけれども集団安全保障というシステム、英語で Collective Security と、集団的自衛権、Collective Self-defense、これははっきり区別する必要があります。集団的安全保障というのは、国際連盟が加盟国各国の主権を尊重しすぎたために、国際連盟規約で紛争解決に武力を使つてはいけないと決めながら、果たして規約に反する武力行使があつたかどうか、そしてそれに対して連盟がどう対処するか、これを各国の個別判断に任せただけです。その結果、第二次世界大戦を防げなかつた。これはイギリスもフランスも当時はナチスドイツに融和的な態度をとりましたから、それで第二次世界大戦

を防げなかったのです。

そこで国連憲章の起草者は、この弱点を克服するためには、各国の意思ではなくて、国連自体の軍隊をもつ必要があると。そしてそれは各国の意思を離れて、国連の安全保障理事会が動かすべきだと。憲章をお読みになればそう書いてあります。ただし、これには条件があるのです。まず国連軍ができないといけない。その国連軍は結局各主権国家が出すということできあがる。これは明石先生がご指摘になったように現在



もできていません。国連軍というものはありません。われわれが多国籍軍と呼ぶか、あるいは寄せ集め軍と呼ぶか、これは各主権国家が自分の都合において出す。これはPKOでも基本的にそういう状況で運営されています。そういう意味で、国際連盟にない牙を国際連

合はもったといわれながら、実は牙はないわけです。

安全保障理事会は、ソ連は国際連盟のときは国の格からいって当初から理事国として参加すべきだと、ソ連は少なくともそう思っていた。ところが一九一七年のロシア革命の勢いを借りて、世界中で同時に革命が起ころうという宣伝をしたために、当時、連盟の中心であつた英仏の嫌いを誘い、アメリカも基本的に反対と。アメリカは国際連盟には入りませんでしたけれども。その結果、ソ連は、自分は国際連盟に入るけれども、その前提として安全保障理事会における拒否権をくれと。拒否権があれば、他の国連加盟国全部が賛成して国連軍を動かすといっても、ソ連の一票でソ連の最終的な利害が守れるからと。これを今、中国とソ連が盛んに使うわけです。

ですから国際連合はもつべき牙を規定しながらもつていない。それを動かす妨げとして、国際連合安全保障理事会五大国の拒否権がある。私自身は、ソ連や中国の拒否権の使い方は、拒否権本来の趣旨に反している。拒否権は本来、その国のやむを得ない利益に関する場合に投ずべきであつて、しかも、しばしば投じて

はならない。そういう制約付きでサンフランシスコ平和会議で国連憲章が採択されたのに、それに反している。その意味で乱用だと思います。

ただ、これはアメリカもイスラエルとの関係で、あまり乱用ということはいわない。イギリス、フランスの場合はスエズ危機で、安全保障理事会の決議に拒否権を使ったのですが、明石先生がご説明されたように、平和のための結集決議を使って総会がイギリス、フランスの拒否権を無効にするような形で国連軍を派遣した、PKOを派遣した。ところが中国、ソ連に対してはそこまでやる勇気がないか、やったとしても世界が第三次世界大戦的な状況になることを配慮してか、やらないのです。これが国際連合の現実です。ですから国連は、この五大国の利害の深い問題については、領土問題であろうと、民族問題であろうと解決には無力であるというのが私の考え方です。

中西さんには、ちょっと長くなってもいいからコメントを含めてご自由に。

●中西 明石先生の講演に対するコメントということでお

話をさせていただいて、今、安藤先生が参照された質問とも関わるかと思えますので、最後に明石先生への質問をさせていただくということで、少し長くお話をさせていたきたいと思います。

明石先生のお話を伺って、三点ぐらいコメントないしは感想を申しあげることができると思っています。一つ目は、お話のなかで、今年が第一次大戦一〇〇周年であるということに言及されましたが、この一〇〇年のあいだに国際紛争のあり方とか、戦争と平和の関係であるとか、あるいは社会と暴力の関係とか、そういうものがずいぶん変わったのではないかということが一つの印象であります。

一〇〇年前にボスニアでオーストリアの皇太子夫妻がセルビア系のナシヨナリストによって暗殺されるという事件をきっかけに、ヨーロッパの各国が戦争状態に入って、おまけにそこに日本やアメリカも関わっていくという形で世界規模の戦争になっていったわけです。さらにその二〇年あまりあとには第二次世界大戦という形で、それこそ世界規模の巨大な戦争があったわけです。二〇世紀の前半というのは、上田先生もおつ

しゃってしまいましたけれど、人権や世界にとって最大の脅威は、国家間の戦争、とりわけ大戦の大戦争であったのだらうと思います。実際にそういった大戦争が起るようになる背景として、ほとんどの国は徴兵制をとって、もちろん日本もそうだったわけですが、それによって一〇〇万、予備役を入れればもっと大きな規模の軍隊をもっていましたし、そこに大量の兵器を投入するという形で巨大な破壊力を用意して、また国民は強いナショナリズムを抱いて、国家の栄光のために戦うということが一般的によいことだと考えられていた時代だったわけです。

それが二つの戦争を経て、やはり平和が重要であるということ、国際連盟から国際連合がつけられたわけです。もちろん国際連合はいろいろな弱さをもっていて、冷戦といったものを完全に克服できなかったのですが、二〇世紀の後半以降は二〇世紀の前半にあったような大規模な国家間の戦争は行われなくなってきたというのもまた一つの事実であろうと思います。

他方で、いろいろな形でおふれになりましたように、二〇世紀の後半は新しい形での紛争、戦争、暴力が一

般的になってきた。一つは民族をめぐる争い。民族自決、民族独立のための戦争もありましたし、やがてそれが民族間の戦争という形になってきた。ユーゴスラビアの解体にみられるような、セルビアとクロアチアの戦争もその一つであったと思います。あるいは、それまで一つの国家であったはずの異民族が何かのきっかけで紛争状態に入るといった内戦型の民族紛争、これも旧ユーゴスラビアであればセルビアのなかでコソボをめぐる対立が生じて、そこに国連やNATOが関わっていくというようなプロセスもありました。

そういった民族紛争の問題もありますが、もちろん今日ではイスラム国のような宗教の問題、あるいはイスラム国とは違いますけれどもナイジェリアで「ボコ・ハラム」というイスラム系の集団がやっているような、非イスラム的・西洋的な教育を排除するということが女生徒を誘拐するという形の性暴力の問題、そういったものが今日の暴力のいちばんよく見られる形態になつているということでもあります。

そういった意味で、二〇世紀の前半は国家と国家のあいだの政治が重要で、そこでいかに戦争を回避し平

和を保つかということが、間接的に人権といいますが、人々の命を守るために重要だったわけですが、今日はよりミクロな、集団ないし個人的な次元で紛争をいかに抑制ないし予防する、あるいは収束させるかということと人々の人権の確保が、より直接的に関わっているのではないかというのが第一の点です。

二番目と三番目はできるだけ手短に終えるようにしたいと思いますが、二番目は、これも明石先生が「違いを喜べる心」という、以前にお話をされたスピーチのタイトルにおふれになりましたけれども、先ほど申したようないろいろな形の紛争、民族対立であるとか、宗教や性暴力に関わるものは、それがなぜ暴力化してしまうかということにはいろいろな要素があるのですが、



一つの要素は、固定的な見方から物事を捉える精神ではないかと思えます。

例えばセルビアとクロアチア、あるいはセルビア人とコソボに住むアルバニア系の人たちの対立、明石先生がユーゴスラビア紛争について、警官と農民の衝突がどうもきっかけになったようで藪の中で真相はわからないということをおっしゃいましたが、そういうような事件があったにしても、それは必ずしも民族的な対立であったとは限らないわけです。別のことが動機となった対立であったかもしれないのですが、それが一つの固定的な観念として民族間の対立だ、あるいは宗教的な対立だというふうに捉えられてしまっただ、そこから抜き差しならない暴力へとエスカレートしてしまおうという、そういう構造が今日の暴力にはしばしば見られるのではないかと思えます。

そういうものに対する万能薬、簡単にそういうものを解決できる処方箋はないように思うのですが、少なくとも一ついえるのは、紛争や対決、価値観の違いというものを前にしたときに、別の角度から捉え直して対話のきっかけをつかむということは一つの解決の出

発点ではないかと思うのです。ある物事について別の定義をする。

例えばわれわれにとつてある程度身近なものとして、今、日本と韓国のあいだで大きな問題になっている従軍慰安婦の問題があります。詳しくお話をする時間はないのですが、これはいつの間にか日本人と韓国人のあいだの民族的な対立の問題だと捉えられてしまうようになりましたが、当然ながらここにはいろいろな問題があつて、戦場における女性の問題であるとか、経済的に恵まれなかった人々に対する抑圧の問題であるとか、そういったいろいろな問題がからみあつて慰安婦問題というのは当時あつたはずのもので、これが日本人対韓国人の問題というように捉えられるというのは、その問題の要素が全然ないとはいわないですけど、非常に硬直してしまつた捉え方ではないかなと思ひます。そういう点を見直すことから日韓の対話の糸口もできるのではないかなという気がします。

最後に、日本の役割ということを申しあげたいと思ひます。最初に申しあげたように紛争の性質が変わつたということを前提にしたときに、戦後の日本は戦争

に関わらないという形の平和主義を一つの国是としてきたわけですが、今日の世界に対してはより積極的な対応が求められるということ、明石先生も安藤先生もおっしゃっていることではないかと思ひます。集団的自衛権の問題が最近ではメディアに多く取り上げられましたし、私は集団的自衛権の行使は基本的に支持をしていますけれども、それは軍事力も二〇世紀の前半とは違つて、戦争をする、あるいは国益を拡張するための手段とは限らなくて、秩序を維持する、あるいは紛争をとりあえず収束させる一つの手段になりうるという意味で、国際協力をを行うことが必要だというふう

に思うからであります。

他方で、私は日本が軍事力を中心とした対外政策をするのは適當ではないと思つておりました、とりわけそういう意味では、日本が過去六〇年、ちょうど今年が日本がODAを始めて六〇周年に当たります。ODAについてもいろいろな批判や問題が確かにあつたと思ひます。しかし日本はODAということの一つの柱として、非常に長期的かつミクロな部分で途上国の社会の改善にそれなりに真面目に取り組んできたという

事実も評価されるべきだと思います。今日のような世界の紛争の状況を考えますと、こういう日本のやり方をより現代に適合した形で広げることが重要なのではないかと思えます。

そういう意味でバランスがとれた、日本が何をし、何をするべきでないかということについて、あれかこれかではなくて、全体を踏まえたうえで重視すべきものを選び取っていくという姿勢が重要なのではないかと思います。

ちよつと時間をオーバーしましたが、最後に明石先生への質問で終わりたいと思います。来年は国連発足七〇周年ということで、国連改革というようなことを日本の安倍総理も先般の国連の演説でなさったと記憶しておりますが、今のお立場からみて、国連がもつとも改革すべき点、そのなかで日本がどういう形で関わるべきか、関わる事ができるのかということについて、改めてお考えをお聞かせいただければと思います。私からは以上です。

●安藤 ありがとうございます。私にメモを事務からも

らっていて、四時五五分頃には終わってくれということで、あまり時間はないのですけれど、五時を多少過ぎてもいいと思えますので、明石先生から、ただ今のご質問に対するお答えを含めて、何か一言お願いします。

●明石 安藤先生が、もう時間になったから中西先生への私の答弁権の行使は時間がないといってくれることを密かに期待しておりましたけれども、どうしてもということでしたら二、三分だけ、しどろもどろになると思いますけれども発言させていただきたいと思いません。

今、中西先生のおっしゃった三点は、私の考えとそんなに違わない考えをお示しになったと理解しておりますが、国連改革というのは容易なことではないと思えます。紙の上で、頭の中で改革することはできても、われわれが非常にややこしい複雑な国際社会を基本的に変えないならば、国連は一つの上辺の現象としてあるわけなので、底辺の部分は何とか操作しないことには国連は変えられない。まさに安藤先生がおっしゃっ

たように、集団安全保障という考え方は、個々の国が自衛するためにそれぞれのやり方をやるというのは時代遅れで、みんなと一緒にやるべきだというのは頭の中では素晴らしいと思いますが、みんなほかの国についてそれぞれの国が多様な思いがあるのですね。一つの国であっても、近辺の国に対しては非常に強い偏見や好みが表れますし、遠く離れた国に関してはやや客観的合理的な見方ができるという特色をいろいろな国がもっているのです。

例えば日本が中国とか韓国ともっている複雑な関係、これほどではないと思いますがアメリカは隣国のカナダとも南のほうのメキシコともややこしい国境問題その他、お互いの歴史的経緯から偏見というものをもっているわけですね。

そういう意味では、国際社会を何とかするための万能薬、魔法薬は



ないといっていると思います。

みんな友好的な安保理を希望しますが、その安保理の意向が自分たちに相反するような方向にいくならば、それに対しては小国であっても大国であっても猛然と反発すると思うのです。だから私は、拒否権は決して望ましいことではないけれども、大国が国連を無視し脱退する結果、国連自体が弱体化しないことを保証するための一つのやむを得ない安全弁的なものだと思います。

拒否権の問題を解決するためには、それをなくするか、維持し続けるかということではなく、例えば事務総長の任命を拒否権の適用事項からはずそうではないかというような行政的な改革や、いわゆる「保護する責任」に適合するような、人類の悲劇的な大量殺害に関してもは大国が拒否権を行使しないことを誓約すること。これは当時のコフィー・アナン前事務総長が提案したことですが、五常任理事国がこれをまったく無視して現在にいたっています。やりやすい方法から制度を変えていくことが必要だと思います。

日本人の多くが希望している日本自体の常任理事国

化はなかなか容易には達成できないと思います。というの、日本はある時期においては世界の二番目の経済力をもった国でしたが、今は三番目、このままでいくと三番目からもずり落ちると思うのです。ですから経済以外の力を、文化の力、科学の力、その他、力を構成する要因はたくさんありますから、日本としてつけやすい貢献できる力をもつこと。いわゆる「ソフトパワーを磨く」こともその一つの道だし、まさにODAはそのための一つの有効な手段です。

安保理の常任理事国になれば、国際連盟の時代に日本が常任理事国であったようにすべてがうまくいくと思つたら、これは間違いです。世界は連盟の時代比べて複雑になっていますし、国力を測る尺度としては、基本的には軍事力、経済力、それからより広い意味での文化の力、ソフトパワー、この三つと、か揉めて加えて人口という四つ目の尺度を入れてもいいかもしれませんけれど、これらの点でも日本を追い抜くような国が幾つも出つつあります。今までの五つの常任理事国だけではもちろんよくないのですけれども、常任理事国プラス、国連の平メンバーだけよりは、もつと頻繁

に安保理に参加できる第三のカテゴリーをつくるべく、コンセンサスを得るように話し合っていく道もあるかと思えます。

外交が今までの伝統的な二国間の外交から多国間の外交に変わっていますし、国連はその一つの究極の手段ですけれども、国連事務局に有能な日本人をより多く採用してもらおうべく行動するのも一つの道だと思えます。

人口五〇〇万の小国であるノルウェーが北海でたくさん石油が出て資金的にも豊かなので、それを使って国連をより強化し、また国際的な紛争調停のためにいろいろなどころで幅広く自分らしい外交を展開し、スリランカではまさにわが国とも協力してやってきています。

そういうことをやるのはどうしても抵抗があるし、根拠のない批判や中傷にさらされたり、いろいろマイナス面もあるので、果たして日本という国、日本人がそういうものを根気強く続ける忍耐力があるかどうか、これもわれわれが自問してみる必要があると思えます。



とにかく日本のもつている力、可能性を追求することが大事です。われわれは自己卑下して何もできないと思うのも間違いだし、かといって国連改革を正面切ってこの三年以内に、五年以内に達成できると思うのも自信過剰だと思います。その中間のところのみんなでいろいろ知恵を出しながらやっていく、また日本に近い考え方もつ国の数を増やしていくことが必要ではないかと思えます。

●安藤 どうもありがとうございます。要するに、日本がもつと真剣に世界の現状を見つめて、そして日本として、あるいはわれわれ個人々人がどういう国連像を描くか、これをもつと議論して、そして現実に合うような形を探るべきであると。今日全体として明石先生が

届けられ、かつ中西先生が質問された趣旨はそういうことだと思えますので、皆様方ぜひそれぞれにお考えいただけたいと思います。時間を超過して申し訳ありませんでした。今日はありがとうございます。

●司会 明石先生、中西先生、安藤先生、予定時間を大幅に超過しまして熱い議論をどうもありがとうございます。今一度、三人の先生に盛大な拍手をお願いいたします。

私の拙い進行で三〇分以上の超過でございます。皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、大勢の皆様が最後まで熱心に議論に参加していただきました。お詫びと御礼を申しあげたいと思います。

世界人権問題研究センターは、今後も人権文化の輝く世紀をめざして、さらなる研究活動の充実に邁進をしていく所存でございます。ここにお誓いを申しあげまして、本日の記念シンポジウムを終了したいと思えます。どうぞお忘れ物のないよう気をつけてお帰りください。本日は誠にありがとうございます。

記念講演

上田 正昭（世界人権問題研究センター理事長（当時）・京都大学名誉教授）

公益財団法人世界人権問題研究センター理事長（当時）、京都大学名誉教授、京都府埋蔵文化財調査研究センター理事長、京都市生涯学習振興財団理事長、生涯学習かめおか財団理事長、高麗美術館館長、島根県立古代出雲歴史博物館名誉館長。1927年生まれ。京都市文化功労者、京都府・市特別功労者表彰、亀岡市・東近江市名誉市民、福岡アジア文化賞・大阪文化賞・南方熊楠賞・松本治一郎賞・毎日出版文化賞・韓国修交勳章（崇礼賞）などを受賞。『上田正昭著作集』（全八巻、角川書店）ほか単著80冊。

シンポジウム

基調講演・パネリスト

明石 康（元国連事務次長）

公益財団法人国際文化会館理事長。1931年生まれ。東京大学卒業後、バージニア大学大学院、フレッチャースクール、コロンビア大学大学院。日本人初の国連職員。カンボジアや旧ユーゴスラビアの国連事務総長特別代表、人道問題担当国連事務次長などを歴任。

主な著書に『国際連合―軌跡と展望』（岩波新書）、『国連ビルの窓から』（サイマル出版会）、『戦争と平和の谷間で―国境を超えた群像』（岩波書店）、『独裁者』との交渉術（集英社新書）など。

パネリスト

中西 寛（京都大学大学院法学研究科教授）

京都大学大学院法学研究科教授。1962年生まれ。京都大学卒業後、京都大学大学院、シカゴ大学大学院。「安全保障と防衛力に関する懇談会」委員。『新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会』委員などを歴任。

主な著書に『国際政治とは何か―地球社会における人間と秩序』（中央公論新社）、『新・国際政治経済の基礎知識』（有斐閣）、『国際政治学』（有斐閣）など。

コーディネーター

安藤 仁介（世界人権問題研究センター所長・京都大学名誉教授）

公益財団法人世界人権問題研究センター副理事長兼所長、京都大学名誉教授。1935年生まれ。京都大学卒業後、京都大学大学院、フレッチャースクール。日本人初の国際人権規約委員会委員・委員長。ハーグ平和会議常設仲裁裁判官、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」委員などを歴任。主な著書に『国際法における降伏、占領と私有財産（英文）』（オックスフォード大学出版局）、『国際シンポジウム東京裁判を問う』（講談社）など。

(公財) 世界人権問題研究センター

創立 20 周年記念式典・シンポジウム 講演録

2015 年 10 月 22 日 発行

編集・発行 公益財団法人世界人権問題研究センター
〒604-8221
京都市中京区錦小路通室町西入
天神山町 290 番地 1
TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750
E-MAIL: jinken@kyoto.email.ne.jp
URL: <http://www.mmjp.or.jp/jinken/>

印刷 株式会社 田中プリント
〒600-8047
京都市下京区松原通麩屋町東入石不動之町 677-2

